

## さいたま市水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第1号の規定により告示する。

令和8年2月16日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

### 1 指定年月日

- 令和8年1月30日

### 2 指定の有効期間

- 令和8年1月30日から令和13年1月29日まで

### 3 指定した事業者

- 次の表のとおり

指定番号	名称	住所	代表者名
第1517号	いいくらし株式会社	東京都足立区竹ノ塚一丁目11番11号	若林 祐介
第1518号	株式会社PRIME GROUP	東京都台東区千束2-19-7	九貫 綾汰
第1519号	有限会社アキシン工業	埼玉県川越市大字砂新田113番地12	増山 進
第1520号	株式会社Anestエ ンジニアリング	大阪市西区新町一丁目2番13号	園田 裕之